平成２４年（フ）第１４１号
静岡県沼津市鳥谷81番地の１　川口アパート
債務者　山神　正子（旧姓新出）
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１３号
京都市伏見区石田内里町76番地１　タウンハイツ醍醐507
債務者　鈴木三輝子
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８６７号
京都市右京区太秦開日町２番地１　コーポエル407号
債務者　西川恵美子
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
京都市上京区上御霊前通小川東入下清蔵口町135番地
債務者　上藤　良三
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　24―307
債務者　辻　　暁子
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
京都市右京区梅津フケノ川町21番地16　ドミール大文字305
債務者　安達　哲也
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
京都府亀岡市曽我部町寺万多羅23番地１
債務者　浪越　智史
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
大阪府松原市天美東８丁目５番37―206号
債務者　髙木　京子
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
大阪府富田林市清水町３番４―806号
債務者　神代　　裕
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
大阪府富田林市清水町３番４―806号
債務者　神代みどり
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５３９号
堺市美原区北余部550番地59、前住所堺市美原区北余部222番地３
債務者　桒垣　哲雄
１　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
北海道美唄市西３条南６丁目１番19―３号
債務者　中條　新一
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５０号
北海道美唄市西３条南６丁目１番19―３号
債務者　中條かおり
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第６８号
北海道伊達市大滝区円山町356番地６
債務者　天沼　知之
１　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
北海道登別市栄町４丁目８番地２
債務者　佐藤悠美子
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
福島県会津若松市材木町１丁目２番９号　サンパセオマーサ102、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字三谷字佐藤分677番地１
債務者　中島　由博
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
新潟市秋葉区車場３丁目23番９号、前住所新潟市江南区上和田240番地１
債務者　前田　ヨミ
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１１号
新潟市西区五十嵐３の町東４番19号
債務者　斎藤奈美子
１　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
新潟地方裁判所民事部